

守山市「セーフティネット資金」利子補給金の申請を受け付けています

商工観光課 ☎・☎(582)1131 ☎(582)1166

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業の経営安定化を図るため、県制度融資「セーフティネット資金」の利用者に対して利子補給を実施しています。申請に必要なものなど詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ホームページ

☑下記の要件をすべて満たす人

- ①令和2年2月18日以降に「セーフティネット資金」を利用し、対象資金を当初の約定どおりに償還していること
- ②対象となる「セーフティネット資金」の借入れにかかる信用保証料について、県から全額助成を受けていること(ただし、令和2年2月18日～3月31日に商工会・商工会議所に「セーフティネット資金」の申し込みをした場合は除く)
- ③対象となる「セーフティネット資金」の借入れにかかる利子について、ほかの市町村などから同様の主旨の補助金などの交付または交付決定を受けていないこと
- ④法人は事業所の所在地が、個人は住所が市内にあること
- ⑤市税などの滞納がないこと



利子補給金額

1事業者につき利払い月数12ヵ月あたり上限20万円
(千円未満切り捨て)

☑1月29日(金)までに商工観光課へ申し込み。

住居確保給付金の支給期間が延長されます

離職、廃業、休業などに伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている人に対して、住居確保給付金として、原則3ヵ月間(最長9ヵ月間)家賃相当額(上限あり)を支給していますが、令和2年度中に新規申請して受給を開始した人に限り、最長12ヵ月まで延長が可能となりました。詳しくは、生活支援相談室へお問い合わせください。

☑収入要件、資産要件で一定の基準を満たすほか、下記の求職活動を行う人(原則として、すべての活動を行う必要あり)

- ・生活再建への支援プランに沿った活動(家計の改善、職業訓練など)
- ・ハローワークへの求職申し込み、職業相談
- ・企業などへの応募、面接

☎生活支援相談室

☎(582)1161 ☎(582)1138

特例貸付の受付期間が延長されます

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入の減少や失業などにより生活資金でお悩みの人に向けた緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の借入れ申し込みの受け付けを、令和3年3月31日(水)まで延長することとなりました。詳しくは、守山市社会福祉協議会へお問い合わせください。

	緊急小口資金	総合支援資金※
貸付上限	20万円以内	2人以上：月20万円以内 単身：月15万円以内 (貸付は原則3ヵ月間)
据置期間		1年以内
償還期間	2年以内	10年以内
貸付利子		無利子
保証人		不要

※総合支援資金は延長貸付(1回のみ)があります。事前に市生活支援相談室での相談が必要です。

☎守山市社会福祉協議会

☎(583)2923 ☎(582)1615